

# 雄武町 介護サービス事業経営戦略



いくらすじ子

令和3年3月  
雄武町

# 目次

- 1 経営の基本方針
- 2 計画期間
- 3 投資・財政計画（収支計画）
  - (1) 指定介護老人福祉施設
  - (2) 老人短期入所施設
  - (3) 老人デイサービスセンター
- 4 効率化・経営健全化の取組
  - (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項
  - (2) 広域化に関する事項
  - (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項
  - (4) その他の経営基盤の強化に関する事項
  - (5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策に関する事項
  - (6) 資金管理・調達に関する事項
  - (7) 情報公開に関する事項
  - (8) その他重点事項
    - ①事業の意義、提供するサービス自体の必要性
    - ②公営企業として実施する必要性

# 1 経営の基本方針

雄武町は、人口が4,336人(令和3年2月28日現在)、高齢化率が33.94%と、人口減少と高齢化が進行している。人口規模や地域特性が重なり、介護保険法の施行から19年以上が経過したが、新規の介護サービスの提供事業者の参入が見込まれず、現在、「指定介護老人福祉施設」、「老人短期入所施設」、「老人デイサービスセンター」で提供されている介護サービス事業については、今後も、「雄武町介護サービス事業特別会計」を通じて、実施していく必要があると考えている。これら施設は、要支援者・要介護者等の心身の健康の維持の場、楽しみをもって通える「居場所」として機能しており、利用者や家族の身体的精神的な負担を軽減することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステムの推進」の一助となっている。平成2年3月(平成元年度)に開設した特別養護老人ホーム「雄愛園」と在宅老人デイサービスセンターについては、行政改革の一環として、平成17年度、指定管理者制度により、指定管理期間を10年間として、町内の社会福祉法人社会福祉協議会に経営を委託した。以後、本期間を3年間に短縮し、平成26年度、平成29年度、令和2年度にそれぞれ候補者を選定の上、指定管理者の更新を行っており、現在は、令和6年3月31日までを指定管理期間として、社会福祉法人社会福祉協議会に経営を委託している。新たな指定管理期間においては、今後、さらなる経営コスト削減を期待して、指定管理料を大幅に減額することとした。(従来年間35,000千円から8,000千円を減額とし、年間28,000千円とした。)本協議会は、これまでの経営実績によるノウハウが蓄積されており、充実した介護サービスを展開し、また、公共性、公益性の高い団体であることから、当該施設の運営主体としての責任能力の高さも認められる。「雄武町介護サービス事業特別会計」は、令和5年度以降、「指定管理料の支払い」と「起債償還」のみを行う会計となり、「起債償還」は令和8年度で完了となる見込みであることから、令和9年度以降、「指定管理料の支払い」のみを行う会計となることを予定している。一方、施設の老朽化が進行しているため、今後、策定を予定している「第6期雄武町総合計画後期実施計画」へ施設の改修案を盛り込む場合、雄武町介護サービス事業特別会計への繰り入れの必要性が生じる。今後、社会情勢の変化に注視しながら、本経営戦略も適宜、見直しを行っていくものとし、指定管理者が安定した経営を行うことができるよう、必要な助言も行っていくものとする。

## 2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間 ※ただし、指定管理の更新時や介護報酬の改定等、社会情勢の変化に注視し、必要に応じて、見直しを行うものとする。

# 3 投資・財政計画（収支計画）

## (1) 指定介護老人福祉施設

(単位:千円,%)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	34,206	33,730	33,614	26,048	26,129	25,719	25,794	25,379	25,449	25,079	25,322	25,079	
	(1) 営 業 収 益 (B)													
	ア 料 金 収 入													
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ その他													
	(2) 営 業 外 収 益	34,206	33,730	33,614	26,048	26,129	25,719	25,794	25,379	25,449	25,079	25,322	25,079	
	ア 他 会 計 繰 入 金	33,998	33,653	33,292	25,969	25,807	25,640	25,472	25,300	25,127	25,000	25,000	25,000	
	イ その他	208	77	322	79	322	79	322	79	322	79	322	79	
	2 総 費 用 (D)	34,206	33,730	33,614	26,048	26,129	25,719	25,794	25,379	25,449	25,079	25,322	25,079	
	(1) 営 業 費 用	32,000	32,000	32,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	ア 職 員 給 与 費													
	イ うち退職手当													
	イ その他	32,000	32,000	32,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	
	(2) 営 業 外 費 用	2,206	1,730	1,614	1,048	1,129	719	794	379	449	79	322	79	
	ア 支 払 利 息	1,998	1,653	1,292	969	807	640	472	300	127				
イ うち一時借入金利息														
イ うち資本費平準化債分														
イ その他	208	77	322	79	322	79	322	79	322	79	322	79		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)														
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	29,631	48,784	41,858	21,028	31,359	11,135	11,304	11,477	11,173	1,266	1,266	1,266	
	(1) 地 方 債													
	イ うち資本費平準化債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	25,783	26,816	26,173	10,807	10,969	11,135	11,304	11,477	11,173	1,266	1,266	1,266	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 費 担 当 金													
	(7) そ の 他	3,848	21,968	15,685	10,221	20,390								
	2 資 本 的 支 出 (G)	29,636	48,783	41,859	21,029	31,359	11,135	11,304	11,477	11,173	1,266	1,266	1,266	
	(1) 建 設 費	4,753	23,522	16,952	11,487	21,655	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	1,266	
	イ うち職員給与費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24,883	25,261	24,907	9,542	9,704	9,869	10,038	10,211	9,907				
	イ うち資本費平準化債償還金													
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 5	1	△ 1	△ 1										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 5	1	△ 1	△ 1										
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)	6	1	2	1										
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	2	1											
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	1	2	1											
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)														
営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)														
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	33,998	33,653	33,292	25,969	25,807	25,640	25,472	25,300	25,127	25,000	25,000	25,000
	うち基準外繰入金	33,998	33,653	33,292	25,969	25,807	25,640	25,472	25,300	25,127	25,000	25,000	25,000
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	25,783	26,816	26,173	10,807	10,969	11,135	11,304	11,477	11,173	1,266	1,266	1,266
	うち基準外繰入金	25,783	26,816	26,173	10,807	10,969	11,135	11,304	11,477	11,173	1,266	1,266	1,266
合 計		59,781	60,469	59,465	36,776	36,776	36,775	36,776	36,777	36,300	26,266	26,266	26,266

## (2) 老人短期入所施設

(単位: 千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 分														
収益的 収 入	1 総 営 業 収 益 (A)	34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10	
	(1) 営 業 収 益 (B)													
	ア 料 業 収 入													
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10	
	ア 他 会 計 繰 入 金													
	イ そ の 他	34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10	
	収益的 支 出	2 総 営 業 費 用 (D)	34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10
		(1) 営 業 費 用												
		ア 職 員 給 与 費												
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他												
		(2) 営 業 外 費 用	34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10
ア 支 払 利 息														
うち 一 時 借 入 金 利 息														
うち 資 本 費 平 準 化 債 分														
イ そ の 他		34	12	45	10	45	10	45	10	45	10	45	10	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)														
資本的 収 入		1 資 本 的 収 入 (F)												
		(1) 地 方 債												
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金													
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)													
	(1) 建 設 改 良 費													
	うち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)													
	うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)														
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)														
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)														
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)														
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)														
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)														
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金

(単位: 千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (令和2年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分													
収益的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
資本的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金												
	うち 基 準 外 繰 入 金												
合 計													

### (3) 老人デイサービスセンター

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
区 分		(決算)	(決算見)	(令和2年度)										
収益的収入	1 総 収 入 (A)	3,777	3,826	3,767	3,675	3,676	3,614	3,614	3,550	3,550	3,495	3,527	3,495	
	(1) 営 業 収 入 (B)													
	ア 料 金 収 入													
	イ 受 託 工 事 収 入 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 入	3,777	3,826	3,767	3,675	3,676	3,614	3,614	3,550	3,550	3,495	3,527	3,495	
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,434	3,331	3,240	3,180	3,149	3,119	3,087	3,055	3,023	3,000	3,000	3,000	
	イ そ の 他	343	495	527	495	527	495	527	495	527	495	527	495	
	2 総 費 用 (D)	3,777	3,826	3,767	3,675	3,676	3,614	3,614	3,550	3,550	3,495	3,527	3,495	
	(1) 営 業 費 用	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	ア 職 員 給 与 費													
	ウ ち 退 職 手 当													
	イ そ の 他	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	(2) 営 業 外 費 用	777	826	767	675	676	614	614	550	550	495	527	495	
ア 支 払 利 息	434	331	240	180	149	119	87	55	23					
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
ウ ち 資 本 費 平 準 化 償 分														
イ そ の 他	343	495	527	495	527	495	527	495	527	495	527	495		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)														
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,477	9,017	7,737	3,887	5,797	2,059	2,090	2,121	2,064	234	234	234	
	(1) 地 方 債													
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,766	4,957	4,838	1,997	2,028	2,059	2,090	2,121	2,064	234	234	234	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他	711	4,060	2,899	1,890	3,769								
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,478	9,016	7,737	3,886	5,797	2,059	2,090	2,121	2,064	234	234	234	
	(1) 建 設 改 良 費	879	4,347	3,133	2,124	4,004	234	234	234	234	234	234	234	
	ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,599	4,669	4,604	1,762	1,793	1,825	1,856	1,887	1,830				
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金													
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1	1		1										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1	1		1										
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)	1		1	1	2	2	2	2	2	2	2	2		
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )														
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )														
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)														
地方財政法による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 不 足 額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)														
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)														

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算見)	(令和2年度)									
収益的収支分	うち基準内繰入金	3,434	3,331	3,240	3,180	3,149	3,119	3,087	3,055	3,023	3,000	3,000	3,000
	うち基準外繰入金	3,434	3,331	3,240	3,180	3,149	3,119	3,087	3,055	3,023	3,000	3,000	3,000
資本的収支分	うち基準内繰入金	4,766	4,957	4,838	1,997	2,028	2,059	2,090	2,121	2,064	234	234	234
	うち基準外繰入金	4,766	4,957	4,838	1,997	2,028	2,059	2,090	2,121	2,064	234	234	234
合 計		8,200	8,288	8,078	5,177	5,177	5,177	5,177	5,176	5,087	3,234	3,234	3,234

## 4 効率化・経営健全化の取組

### (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

指定管理者において、法令に定められた人員及び運営等に関する基準に従い運営を行っている。職員の給与は、今後、段階的に昇給幅の縮減を図るため、介護職員処遇改善加算の取得や、積極的な福利厚生の実施を図るよう呼びかけている。

### (2) 広域化に関する事項

当面は必要がないものと考えられるが、社会情勢の変化に注視しながら、必要に応じて検討するものとする。

### (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

平成2年3月(平成元年度)に開設した特別養護老人ホーム「雄愛園」と在宅老人デイサービスセンターについては、行政改革の一環として、平成17年度、指定管理者制度により、指定管理期間を10年間として、町内の社会福祉法人社会福祉協議会に経営を委託した。以後、現在まで、同協議会が運営を行うことで、経営実績によるノウハウが蓄積されている。指定管理者の主体的な創意工夫で充実した介護サービスが展開され、施設の効果的、効率的な運営が図られるものと考えている。

### (4) その他の経営基盤の強化に関する事項

外部研修への積極的な参加等により、スタッフの資質を向上するとともに、サービスの充実が加算に結びつくよう、ケア内容の組み立てを検討していく。

### (5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策に関する事項

該当なし

### (6) 資金管理・調達に関する事項

介護報酬の適切な算定・請求により収入の適正化を維持するとともに、経営の効率化により支出の適正化を図るよう指導する。

### (7) 情報公開に関する事項

今後、ホームページやSNSを用いた情報公開及び取組の紹介を検討する。

### (8) その他重点事項

#### ① 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢化の進行に伴い介護サービスの需要は高まっており、提供の必要性がある。

#### ② 公営企業として実施する必要性

指定管理者制度を導入しているため、「雄武町介護サービス事業特別会計」については、公営企業会計は非適用としている。